自己資本の構成に関する開示事項(平成25年6月末)

株式会社三井住友銀行(単体)

(単位:百万円、%)

項目			経過措置による	国際様式の
			不算入額	該当番号
普通	殖株式等 Tier1 資本に係る基礎項目			
普通	普通株式に係る株主資本の額 5,			1a+2-1c-26
	うち、資本金及び資本剰余金の額	4,042,266		1a
	うち、利益剰余金の額	1,885,171		2
	うち、自己株式の額 (△)	_		1c
	うち、社外流出予定額(△)	_		26
	うち、上記以外に該当するものの額	_		
普通	種株式に係る新株予約権の額	_		1b
評価	・換算差額等及びその他公表準備金の額	_	726,530	3
経過	動措置により普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるもの	_		
の額	の額の合計額			
普通	普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ) 5,927,4			6
普通	焼木式等 Tier1 資本に係る調整項目			
無形	(固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の	_	108,290	8+9
額の	合計額			
	うち、のれんに係るものの額	_	_	8
	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の	_	108,290	9
	ものの額			
繰延	E税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	_	_	10
繰延	Eヘッジ損益の額	_	△ 31,598	11
適格	5引当金不足額	_	21,739	12
証券	全化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		40,178	13
負債	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される		_	14
額				
前担	前払年金費用の額		141,954	15
自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額			_	16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額 -		_	17	
少数	少数出資金融機関等の普通株式の額 -		_	18

特定項目に係る十パーセント基準超過額		_	19+2	0+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当	_	_	1	9
するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに	_		2	0
限る。)に関連するものの額				
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの	_	_	2	1
額				
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	_	_	2	2
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当	_	_	2	3
するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに	_	_	2	4
限る。)に関連するものの額				
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの	_	_	2	5
額				
その他 Tier1 資本不足額	_		2	7
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)	_		28	
普通株式等 Tier1 資本				
普通株式等 Tier1 資本の額((イ) - (ロ)) (ハ)	5,927,438		2	9
その他 Tier1 資本に係る基礎項目				
その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	_		31a	
その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	_		31b	90
その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額	_		32	30
特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額	_			
適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額	1,113,621		33-	+35
に含まれる額				
経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	△ 1,149			
の合計額				
うち、為替換算調整勘定の額	△ 1,149			
その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (二)	1,112,472		36	
その他 Tier1 資本に係る調整項目				
自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額	_	_	3	7
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	_	_	3	8
少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	_	_	3	9
その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額		159,230		.0

経過措置によりその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額	51,048		
の合計額			
うち、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	40,178		
うち、適格引当金不足額の 50%相当額	10,869		
Tier2 資本不足額	_		42
その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)	51,048		43
その他 Tier1 資本			
その他 Tier1 資本の額 ((ニ) – (ホ)) (へ)	1,061,423		44
Tier1 資本			
Tier1 資本の額 ((ハ) + (へ)) (ト)	6,988,862		45
Tier2 資本に係る基礎項目			
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	_		
Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	_		46
Tier2 資本調達手段に係る負債の額	_		40
特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額	_		
適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含ま	1,815,516		47+49
れる額			
一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額	_		50
うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額	_		50a
うち、適格引当金 Tier2 算入額	_		50b
経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計	475,496		
額			
うち、その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の	446,335		
合計額を控除した額の45%相当額			
うち、土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	29,160		
Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	2,291,013		51
Tier2 資本に係る調整項目			
自己保有 Tier2 資本調達手段の額		_	52
意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額		_	53
少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	_	_	54
その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	_	125,000	55
経過措置により Tier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計	10,869		
額			
うち、旧告示第十四条の算式における補完的項目又は控除項目に該当す	10,869		
る部分の額			
Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	10,869		57

Tier2 資本		
Tier2 資本の額 $((チ) - (リ))$ (ヌ)	2,280,143	58
総自己資本		
総自己資本の額((ト) + (ヌ)) (ル)	9,269,005	59
リスク・アセット	•	
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	494,435	
うち、その他金融機関等のその他 Tierl 資本調達手段に係る額	426,265	
うち、その他金融機関等の Tier2 資本調達手段に係る額	45,877	
リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	48,948,440	60
自己資本比率	•	
普通株式等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))	12.10%	61
Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))	14.27%	62
総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))	18.93%	63
調整項目に係る参考事項		
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	581,624	72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目	411,606	73
不算入額		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に	_	74
係る調整項目不算入額		
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	271,237	75
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項		
一般貸倒引当金の額	_	76
一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額	2,663	77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエク	_	78
スポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を		
控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		
適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額	258,504	79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項		
適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	1,113,621	82
適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上	143,437	83
限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		
適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	1,815,516	84
適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上	142,418	85
限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		